



3/17 ぜび実現しよう 地域づくり楽習会(さんぼく会館)

山北中学校の3年生(令和5年度卒業生)が総合学習での学びを生かして、これからの山北地域を盛り上げるためのアイデア発表と、具現化する方法について、参加者と意見交換を行いました。

参加者からは、中学生と地域が力を合わせ、アイデアを実現していきたいとの声も聞かれ、今後の地域づくりへの意欲向上が見えたひとときでした。



▲アイデアを発表する中学生

4/3 暖かい陽気の中での上演 大須戸能定期公演(大須戸集落八坂神社能舞台)



▲歌を歌いながら山を下りてくる3人の召使い

大須戸能保存会による毎年4月3日に開催される定期能。今年は暖かい陽気の中、多くの観客が会場を訪れ、3つの番組が演じられました。

狂言の三本柱は、「山にある3本の柱を、3人で2本ずつ持って帰る」という果報者からの言いつけを、3人で試行錯誤しながら左右の肩に乗せ、歌を歌いながら帰ってくる内容の狂言でした。

会場では、面白おかしい内容に時折笑いが起きるなど観客は頬を緩ませながら楽しんでいました。

4/10 災害を乗り越え、自然豊かな景色が戻る 桜並木のぼんぼり設置(水辺の楽校)

荒川右岸堤防の水辺の楽校は令和4年8月の豪雨災害の爪痕が強く残り、復旧が進められ、今年度は2年ぶりに桜並木にぼんぼりが設置されました。このぼんぼりは神林さくらの会が設置しており、水辺の楽校の自然に触れて景色を楽しんでもらいたいとの思いで設置されています。

桜を見に来た人は「また水辺の楽校に桜を見に来られるようになって本当によかった」と話していました。



▲桜は4月中旬に満開を向かえました

4/11 4年後また会える日まで 三面川鮭稚魚放流式(三面川鮭産漁業協同組合)



▲放流式の前には神事が行われ、鮭の豊漁を祈願しました

暖かさが増し、市内でも桜が咲き始めたこの日。花角新潟県知事ほか多くの来賓の方と児童に見送られて、旅に出た約3万匹の鮭の稚魚。放流式に参加した児童は、元気に泳ぎ出す稚魚に「大きくなって帰ってきてね」「いってっらっしゅい」と各自思い思いの声をかけていました。

今回、稚魚の放流に参加した児童は、「4年後に大きく育った鮭が、三面川に帰ってくることを楽しみにしています」と話していました。

ショートステイ+保育園利用移住体験事業



☎ 市民課自治振興室 (☎75-8926)

市では、令和6年4月から市外に在住の人を対象に、1~2週間の間、市内に滞在して田舎暮らしを体験しながら、地域住民とのふれあいを通して、村上市の魅力を知ってもらう移住体験事業がスタートしました。

皆さんのお近くで、村上市への移住に興味のある人がいらっしゃいましたら、ぜひお声かけください。



電子申請



●現在、移住体験者を募集しています。移住体験は6月3日(月)からスタートします。

- ◆対象 村上市外にお住まいの単身者・夫婦・子育て世帯など
- ◆期間：7日以上14日以内
- ◆費用：参加者の負担となります。
- ◆その他
 - ・滞在中、小さなお子さまを市内の保育園へ通園させることができます
 - ・詳しい内容は市ホームページをご覧ください

住宅用太陽光発電システム設置費用、木質バイオマスストーブ設置費用の一部を補助します

太陽光発電



木質バイオマスストーブ



【住宅用太陽光発電システム設置費補助金】

※国や県から補助対象機器に係る補助金の交付を受けた場合は対象外となります

補助金額 (予算額480万円)

- 太陽光発電 (発電した電力を全量自家消費するものまたはその余剰電力を売電するもの)
 - ・市内の業者に発注する場合 1kWあたり7万円 (上限28万円)
 - ・市外の業者に発注する場合 1kWあたり5.5万円 (上限22万円)
- 定置用蓄電池 (家屋の屋根などに設置した太陽光発電から発電した電力を蓄電するもの)
 - ・蓄電池購入および設置費用の3分の1 (上限20万円)



補助対象者

- (1)市内に居住、または居住の予定がある人
 - (2)市内の戸建住宅に補助対象機器を設置する人または補助対象機器が設置された建売住宅を購入する人
 - (3)市税などの滞納がない人
 - (4)蓄電池補助は、FIT非契約の人またはFIT契約期間が満了している人
 - (5)国や県から補助対象機器に係る補助金の交付を受けていない人
- ※過去に太陽光発電設備の補助金交付を受けた人は、蓄電池補助のみ申請可能

【木質バイオマスストーブ設置費補助金】

補助金額 (予算額100万円)

- 木質バイオマスストーブ (耐用年数6年以上)
 - ・ストーブ購入および設置費用の3分の1 (上限10万円)
- ※購入・設置費用の合計が6万円以上のものが対象



補助対象者

- (1)市内に居住、または居住の予定がある人もしくは市内に事業所を有する事業者
- (2)市内の戸建住宅または事業所で暖房用として木質バイオマスストーブを設置する人もしくは木質バイオマスストーブが設置された建売住宅を購入する人
- (3)市税などの滞納がない人

【申請期間】

6月3日(月)~28日(金)
※土・日曜日を除く

申請書と申請に必要な書類を、環境課または各支所地域振興課へ提出してください。(申請書は市ホームページから取得するか、各窓口にて備え付けてあります)
※申し込み多数により予算額を超えた場合は、抽選となります